

# 税務署からのお知らせ

## ■問い合わせ

大田原税務署個人課税第一部門

TEL 0287(22)3115

税

## 【平成24年分の所得税の確定申告】

平成24年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成25年2月18日(月)から同年3月15日(金)までです。

なお、還付申告は、平成25年2月15日(金)以前でも行えます。  
また、大田原税務署では、平日(月～金曜日)以外でも、2月24日と3月3日の日曜日に限り、電話での申告相談を行います。

この2日間は大田原税務署では確定申告用紙の配付、申告相談、確定申告書の受付および納付相談などの業務は行っておりませんのでご注意ください。

大田原税務署での申告相談時間は、午前9時から午後5時までです。  
(相談の受付は、午後4時30分以降終了する場合があります。)

## 【公的年金などを受給されている方へ】

平成23年分以後の各年分において、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

詳しくは、大田原税務署にお問い合わせください。  
(所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。)

## 【東日本大震災により被害を受けられた方へ】

○大田原税務署では、この震災により被害を受けられた皆さまの申告相談会を次のとおり開催しますのでご利用ください。

- ・会場 大田原税務署 別館2階会議室
- ・期間 1月28日(月)～31日(木)
- ・受付 午前8時30分から  
(相談の受付は、午後4時30分以降終了する場合があります。)
- ・相談 午前9時～午後5時

※上記以外でも大田原税務署では、事前に相談日程などを予約した上で、個別の申告相談をお受けしています。

○対象となる方

- ①今までに東日本大震災に係る雑損控除を申告されていない方
- ②平成22年分または23年分で雑損控除を申告された方で、次のいずれかに該当する方
  - ・被災資産に対して平成24年中に修繕(再修繕・追加工事を含みます。)を行い、その支払った修繕費用(平成23年中に支払った修繕費用との合計額)が申告している損失額を上回る方
  - ・平成22年分または23年分の申告において、控除しきれなかった雑損失の金額がある方(雑損失の繰越控除の申告をされる方)

※修繕費用の金額などによっては、対象とならない場合があります。ご自身が対象となるかわからない方や手続きに必要な書類のわからない方はお問い合わせください。

※自動音声の案内にしたがって、東日本大震災に関する一般的なお問い合わせの場合は「0」を、ご自身が対象となるか不明な方のお問い合わせの場合は「2」を選択してください。

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日を除く)